

## 乗馬施設利用規則

この規則は、岐阜市畜産センター公園内にある乗馬施設において、施設を利用される方が、安全に乗馬を楽しむとともに、病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するため、定めるものである。本規則に従って乗馬施設を利用するものとする。なお、指導者、スタッフの業務は、「岐阜市畜産センター公園家畜伝染病に関するマニュアルを遵守するための手順書」に従う。

### 1. 用語について

- ・乗馬施設利用者（以下「利用者」という）  
岐阜市畜産センター公園の乗馬施設において乗馬体験等を行う者をいう。
- ・乗馬施設、衛生管理区域、厩舎  
別紙図面に示す範囲のとおり
- ・指導者  
全国乗馬倶楽部振興協会の資格を有し、岐阜市乗馬会理事会において、指導者として認められた者をいう。
- ・スタッフ  
指導者の指示を受けて厩務作業等に従事する者をいう。

### 2. 利用について

- ・利用希望者は事前に、岐阜市乗馬会に利用の申し込みをすること。
- ・事故防止のため、日本語によるコミュニケーションが十分できない者は、利用できない。
- ・利用希望者は、過去4か月以内の海外渡航について、利用申し込み時に申告すること。
- ・利用希望者で、海外渡航後1週間を経過しない者は、乗馬施設を利用できない。
- ・岐阜市乗馬会は、天候、馬体の不調等により予約済みであっても利用を中止することができる。
- ・岐阜市は、国内において馬類が罹病する家畜伝染病が発生した場合及び、国内の野生動物から馬類が、罹病する家畜伝染病の病原体が検出された場合には、乗馬施設の利用を中止する。
- ・毎週月曜日(休日の場合は、翌日)、及び年末年始の6日間は、乗馬施設の利用ができない。
- ・岐阜市乗馬会は、乗馬施設の状況や、馬の体調により乗馬施設の利用に制限を加えることができる。

### 3. 騎乗について

- ・騎乗する馬は、当日の馬場及び乗馬の状況等により指導者が選定する。利用者は、騎乗する馬に関する情報をクラブハウスにおいて確認すること。
- ・指導者は、騎乗者の安全確保または、馬体の保護のため騎乗時間を短くすることができる。
- ・利用者は、安全を確保するため、岐阜市乗馬会が定める装備服装をすること。
- ・全て指導者の指示に従い行動すること。

### 4. 衛生管理について

- ・利用者は、衛生管理区域の出入りに際し、指導者の指示に従い、踏込み槽による靴の洗浄・消毒、手指の消毒を必ず行うこと。また、乗馬施設内で使用する物品等は、常に清潔に保たれたものを使用すること。
- ・他の畜産関連施設を訪問した者は、訪問当日に乗馬施設に立ち入ってはならない。

- ・海外で使用した衣服、靴等を乗馬施設内へ持ち込むことはできない。

5. 損害賠償について

- ・故意または、重大な不注意により、指導者、スタッフ及び施設等に、損害を与えた場合には、損害賠償の責任を負うこと。

6. 免責について

- ・以下に示す事例において損害等が発生した場合に、指定管理者及び岐阜市乗馬会は、その責任を負わない。

(1) 天候、馬体の不調等により予約済みであっても利用を中止する場合。

(2) 騎乗者の安全確保または、馬体の保護のため騎乗時間を短くした場合。

(3) 指導員、スタッフの指示に従わず、利用を中止させられた場合。

(4) この規則によって定められた行為により、利用者が所持する物品及び身体に支障が、発生した場合。

7. その他

- ・利用者は、厩舎に立ち入ってはならない。ただし、指導者の指示がある場合は、この限りでない。

- ・乗馬は、常に危険の伴うスポーツであるため、どんな場合でも指導者の指示に従い行動すること。従わない場合に指導者は、利用者に対して利用を中止させることができる。

- ・この乗馬施設利用規則に関わらず、岐阜市から、乗馬施設の利用に関して指導があった場合は、これに従うものとする。

## 乗馬施設における病原体の持込み持出しを防止するための対応策

1. 乗馬施設利用者に対しては、乗馬施設利用規則により、踏込み槽による靴の洗浄・消毒、手指の消毒、及び他の畜産施設への訪問、海外渡航時における対応等を遵守させる。
2. 乗馬施設の衛生管理区域に出入りする全ての者に、「岐阜市畜産センター公園家畜伝染病に関するマニュアルを遵守するための手順書」を遵守させる。
3. 乗馬施設に関する下記に示す各種記録簿は、岐阜市乗馬会が記録し常備する。
  - ・飼養する家畜の移動記録
  - ・衛生管理区域への立入記録（人及び車両）
  - ・家畜の導入履歴
  - ・家畜の出荷履歴
  - ・飼料入荷履歴
  - ・診療記録
  - ・死亡家畜の検案書（\*1）
  - ・消毒記録
  - ・職員の海外渡航歴
  - ・乗馬施設利用者名簿

\*1 写しを保管し原本は、指定管理者が保管する。
4. 岐阜市都市建設部公園整備課及び岐阜市農林部畜産課等による、飼養衛生管理基準の遵守状況の現地確認を受け、乗馬施設における病原体持込み持出しを防止する。

\*岐阜市畜産センター公園指定管理者から、岐阜市乗馬会への指示事項